

# 養老町第四回定例会会議録

平成二十四年第四回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

## ○議事日程 (平成二十四年十二月十日第一日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 発議第三号 養老町議会議事会条例の一部を改正する条例について
- 日程第五 議案第八十三号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第六 議案第八十四号 養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第七 議案第八十五号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第八 発議第四号 養老町議会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第九 同意第四号 監査委員の選任同意について
- 日程第十 同意第五号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第十一 同意第六号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第十二 議案第八十六号 平成二十四年度養老町一般会計補

- 日程第十三 議案第八十七号 正予算  
平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第十四 議案第八十八号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算
- 日程第十五 議案第八十九号 平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算
- 日程第十六 議案第九十号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算
- 日程第十七 議案第九十一号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

## ○出席議員

- |      |       |
|------|-------|
| 議長   | 松永民夫  |
| 一 番  | 岩永義仁  |
| 二 番  | 長澤龍夫  |
| 三 番  | 大橋三男  |
| 四 番  | 三田正敏  |
| 五 番  | 吉田太郎  |
| 六 番  | 早崎百合子 |
| 七 番  | 野村永一  |
| 八 番  | 田中敏弘  |
| 九 番  | 松永民夫  |
| 十 番  | 皆川雅子  |
| 十一 番 | 中村辰夫  |
| 十二 番 | 岩瀬進   |

十三番 水谷久美子  
 ○欠席議員  
 なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	野村浩太郎
総務部長兼 総務課長	安藤淳一
総務部参事兼 総務部企画政策課長	問山孝通
総務部税務課長	田中信行
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉部長	伊藤公一
住民福祉部長	伊藤公一
健康福祉課長	松永博孝
住民福祉部長	高木久之
生活環境課長	高木久之
産業建設部長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
農林振興課長	川地豊己
産業建設部長	加藤敏博
商工観光課長	加藤敏博
産業建設部長	伊藤博文
産業建設部長	伊藤博文

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

産業建設部長	西脇和信
水道課長	西脇和信
会計管理者兼 会計課長	伊藤幸
教育委員会事務局長兼 スポーツ振興課長	香川満
教育委員会 教育総務課長	佐藤昌子
教育委員会 生涯学習課長	藤田実芳
消防長	小林恒夫
議会議務局長	山中秀樹
議会議務局書記	川地洋子
議会議務局書記	稲川諭実彦

○議長（松永民夫君）おはようございます。

（開会時間 午前九時三十分）  
 平成二十四年第四回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用の中、また雪で悪天候の中を御出席いただきまして、ありがとうございます。  
 それでは、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いします。  
 ——「町民憲章」朗唱——  
 ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席であります。

それでは、ただいまから平成二十四年第四回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（松永民夫君） 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十条の規定によって、十三番 水谷久美子君、一番 岩永義仁君を指名します。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、十二月四日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 皆川雅子君。

○議会運営委員長（皆川雅子君） 去る十二月四日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十四年第四回定例会の運営についてであります。

まず会期につきましては、本日十二月十日から十九日までの十日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、質疑、討論、採決、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

一般質問は、議会二日目の十二月十八日に行うこととし、発言順序は、質問通告書の受け付け順で行うことに決定しました。

次に、審議する議案は、条例の一部改正についてが四件、規則の一部改正についてが一件、人事案件についてが三件、補正予算についてが六件、合計十四件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、養老町議会委員会条例の一部を改正する条例について及び日程第八、養老町議会会議規則の一部を改正する規則についての二件は、議会初日に上程後、提出者の代表議員から趣旨説明を行い、代表議員への質疑、討論を経て採決を行うこと。次に、日程第五、養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第七、養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの計三件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑、討論を経て採決を行うこと。次に、日程第九、監査委員の選任同意については、同意の人事案件につき、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決を行うこと。次に、日程第十及び日程第十一、人権擁護委員候補者の推薦についての二件は、同意の人事案件につき、一括議題として議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決を行うこと。次に、日程第十二、平成二十四年度養老町一般会計補正予算から日程第十七、平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算までの計六件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑、討論を経て採決を行うこと、以上のように決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

た。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日十二月十日から十二月十九日までの十日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日十二月十日から十二月十九日までの十日間と決定いたしました。

○議長（松永民夫君）

次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十四年度十月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君）

皆さん、おはようございます。

きょうは、十二月初旬というのに大変な雪になりました。年末ということもありまして、何かとお忙しい中を全員の御出席をいただきましてありがとうございます。

さて、年末選挙ということで、ただいま衆議院選挙の真つ最中でございますけれども、低迷する経済、混乱する外交の立て直し、しっかりと対処していただける、また山積する内政に対処し、国民の安心・安全を担保してくれる、そういった政党、人材等をし

つかりと見きわめて投票したいというふうに思っております。

私もやがて就任以来二年を迎えるわけでございますけれども、町民の皆さん方にお約束したことをしっかりと果たしまして、皆さんとともに町民が豊かに暮らし、活気あふれるまちづくりに邁進していきたいと考えております。

そんな中で、十一月十五日よりオンデマンドバスの試行をさせていただいております。さまざまな課題も見えてまいりました。データ収集等がいかに必要かというようなシステムだということもわかってまいりまして、多少の苦情もいただいておりますけれども、よりよい公共交通を目指してということをお前提にしております。しばらくお時間をいただきましたというふうに思っています。

本日は、私どものほうからは十二の付議事件を提出させていただきます。お願いを申し上げます。どうぞよろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。挨拶とかえさせていただきます。

本日は御苦労さまでございます。

○議長（松永民夫君）

町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君）

それでは、日程第四、発議第三号 養老町

議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は、議員提案の案件につき、代表議員による趣旨説明を求めます。

十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君）

ただいま上程をいただきました発議第三号

養老町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明をいたします。

発議第三号 養老町議会委員会条例の一部を改正する条例につ

いて。

養老町議会委員会条例の一部を改正する条例を地方自治法第百十二条及び養老町議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出する。平成二十四年十二月十日提出。提出者、養老町議会議員 皆川雅子、野村永一。

改正の趣旨。地方自治法の一部を改正する法律が九月五日に公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものであり、その主な内容につきましては、次のとおりです。

これまで、委員の選任方法、在任期間等について法律で定められていた事項が改正法においては簡素化され、条例に委任されたことを受け所要の改正を行うものであり、第七条に次の三項を加えるものであります。

第一項、議員は少なくとも一つの常任委員になるものとする。

第二項、常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

第三項、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間、在任する。

施行期日。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書きの政令で定める日から施行するものです。

経過措置。この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の条例の規定によりそれぞれ委員として選任されたものとみなすこととしております。この場合において、その委員の任期は、改正前の条例の規定により選任された日、特別委員にあつては改正前の法律の規定により選任された日から、それぞれ起算するものとしております。

また、この条例の施行の際、現に各委員会の委員長または副委

員長である者は、改正後の条例の規定によりそれぞれ委員長または副委員長として互選されたものとみなすこととしております。以上、発議第三号 養老町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより、代表議員への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第五、議案第八十三号から日程第七、議案第八十五号までの三議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみを受けます。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第五、議案第八十三号 養

老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十三号

養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案第八十三号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年十二月十日提出。

改正の趣旨でございますが、平成二十四年九月五日に地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）が公布され、同日から施行されたことに伴い、養老町職員等の旅費に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

第十一条の二は、町の機関の依頼、または要求に応じ証人等として旅行した場合に、その者に対して実費弁償として旅費を支給することについて規定しているものでございます。

今回の自治法の改正に伴い、同条第一項第二号においては「第一百条第一項」を「第一百条第一項後段」に改め、同条第三号においては常任委員会等の委員会の公聴会に参加した者を、第四号においては常任委員会等の委員会の要求に応じ出頭した参考人についての規定を整理するものでございます。

また、同項第八号を第十号に、第七号を第九号に、第六号を第八号にそれぞれ繰り下げ、第五号においては議会の公聴会に参加した者を、第六号においては議会の要求に応じ出頭した参考人を、第七号においては監査委員の要求に応じ出頭した者について規定するものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものいたします。

以上で、上程を賜りました議案第八十三号 養老町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせ

ていただきます。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第六、議案第八十四号 養老町

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十四号

養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案第八十四号 養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年十二月十日提出。

改正の趣旨でございます。職員の給与については、人事院勧告に準じた給与制度の改正を行うため、養老町職員の給与に関する条例等について所要の改正を行うものでございます。

要旨でございます。第一条においては、養老町職員の給与に関する条例（昭和二十九年養老町条例第十五号）の一部改正を行うもので、五十五歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないこととし、現行では二号昇給となっております。特に良好の場合には一号給、現行は三号給でございます。極めて良好の場合には二号給以上、現行は四号給以上の昇給にそれぞれ抑制するものでございます。

また、国家公務員の給料表に準じるため給料表の改定を行うもので、具体的には、行政職給料表の職務の級が二級の職員については七十七号給から、三級については六十一号給から、四級につ

いては四十五号給から、五級については三十七号給から、六級については二十九号給から、七級については十七号給から、上位の号給にある者の給料月額を引き下げを行います。

次に、第二条においては、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年養老町条例第八号）の一部改正を行うものでございます。

平成十八年四月に実施した給料表の切りかえに伴い、切りかえ後の給料が切りかえ前の給料に達しない場合に、その差額を支給していることに関し、平成二十五年三月三十一日限りでこの経過措置を廃止するものでございます。

続きまして、附則第二号においては、平成二十五年四月一日において四十三歳に満たない職員については一号給、また三十七歳に満たない職員については三号給上位の号給に調整することを規定しております。

この条例の施行は、平成二十五年一月一日から施行するものとし、給料表の改定、差額支給に対する経過措置の廃止及び若年層に係る号給の調整については、平成二十五年四月一日から施行するものいたします。

以上をもちまして、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第七、議案第八十五号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十五号

養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案第八十五号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十四年十二月十日提出。

改正の趣旨でございます。養老町留守家庭児童教室の利用資格については、保護者の保護が月十五日以上欠け、その状態が三カ月以上継続する家庭の園児及び小学校に就学する第一学年から第三学年の児童と規定されておりますが、夏季休業日、冬季休業日、並びに学年末及び学年初めの休業日については、保護者の保護が月十五日以上欠けますが、その状態が三カ月以上継続しない家庭の園児及び児童についても利用できるように要望が多く、条例の改正を行うものでございます。

要旨でございます。養老町留守家庭児童教室を利用できる者は、夏季休業日、冬季休業日、並びに学年末及び学年初めの休業日については、保護者の保護が月十五日以上欠ける家庭の園児及び小学校に就学する第一学年から第三学年までの児童とするよう条例を改正するものでございます。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。  
以上をもちまして、養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第八、発議第四号 養老町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本案は、議員提案の案件につき、代表議員による趣旨説明を求めます。

十番 皆川雅子君。

○十番（皆川雅子君） ただいま上程をいただきました発議第四号 養老町議会議規則の一部を改正する規則についての趣旨説明をいたします。

発議第四号 養老町議会議規則の一部を改正する規則について。

養老町議会議規則の一部を改正する規則を地方自治法第百十二条及び養老町議会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出する。平成二十四年十二月十日提出。

提出者、養老町議会議員 皆川雅子、野村永一。

改正の趣旨。地方自治法の一部を改正する法律が九月五日に公布されたことに伴い本規則の一部を改正するものであり、その主な内容につきましては、次のとおりであります。

要旨。改正法により、本議会において公聴会の開催や参考人の招致をすることができることとされたことを受け、所要の改正を行うものであります。

第十四章第百十七条以降を繰り下げ、次の二章七条を加えるものです。

第十四章の第百十七条は公聴会開催の手續について、第百十八条は意見を述べようとする者の申し出について、第百十九条は公述人の決定について、第百二十条は公述人の発言について、第百二十一条は議員と公述人の質疑について、第百二十二条は代理人または文書による意見の陳述について、規定しております。第十五章の第百二十三条は参考人について規定しております。

以上を追加し、それに伴い、目次も整理をするものであります。

また、第十七条及び第七十三条については、改正法により本文中の法令の条番号等を改めるものであります。

施行期日。この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で、発議第四号 養老町議会議規則の一部を改正する規則についての趣旨説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより代表議員への質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第九、同意第四号 監査委員の

選任同意についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略し、採決をいたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました監査委員の選任同意についての提案説明をさせていただきます。

同意第四号、現監査委員 長谷川剛氏の任期が平成二十五年一月二十七日に満了することに伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、見識を有する次の者を後任の監査委員に選任するため同意を求めるところでございます。

岐阜県養老郡養老町大巻五千二百二十二番地、伊藤正敏、六十三歳でございます。

任期は、平成二十五年一月二十八日から平成二十九年一月二十七日までの四年間でございます。

伊藤氏は、昭和四十七年、大垣信用金庫に入庫されまして、平成十八年理事兼人事部長、平成二十一年には常務理事となられ、常務推進部事務管理部人事部同対策推進室担当になられ、平成二十三年六月に退社をしております。

地方自治法第九十六条の資格条件であります人格高潔で事業の経営管理等に携わられ、適任であるとして推薦するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十、同意第五号及び日程第十一、同意第六号の人権擁護委員候補者の推薦についての二議案を一括議題といたします。

一、同意第六号の人権擁護委員候補者の推薦について

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略し、議案ごとに逐次採決いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第五号、第

六号 人権擁護委員候補者の推薦について説明をさせていただきます。

まず同意第五号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）第六条第三項の規定により、意見を求めるものとする。平成二十四年十二月十日提出。

住所は、岐阜県養老郡養老町飯積百十八番地、大橋和義殿。年齢は六十八歳でございます。

任期は、選任されましたら平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まででございます。

現在、人権擁護委員として活躍されておられます大橋和義さんにつきましては、平成二十五年三月三十一日をもって任期が満了するため、岐阜地方方法務局長より推薦依頼を受けているものでございます。

それを受けまして、引き続き人権擁護委員として活躍をしてい

ただきたく再任をお願いするものであり、人権擁護委員候補者として推薦をいたしたいと思えます。

次に、同意第六号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したので、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三百三十九号）第六条第三項の規定により、意見を求めるものとする。平成二十四年十二月十日提出。

この方は、岐阜県養老郡養老町大巻千四百九十三番地、青木紀子、六十二歳でございます。

任期は、平成二十五年四月一日より平成二十八年三月三十一日まででございます。

人権擁護委員として活躍をされております水谷田鶴子さん（根古地二百十八番地）につきましては、平成二十五年三月三十一日をもって任期満了し、再任の年齢制限七十五歳未満から外れるため、岐阜地方法務局長より後任者の推薦依頼を受けているものがございます。

それを受けて、水谷田鶴子さんの居住地区である池辺地区の区長会から青木紀子さんが最適として推薦されましたので、人権擁護委員として活躍をしていただきたく新任をお願いするものであり、人権擁護委員候補者として推薦をいたします。

青木さんの経歴を少しします。

昭和四十三年、海津高等学校を卒業されて、ヤマハ発動機、それからT S U C H I Y A株式会社等に勤務されて、その間、池辺小学校母親委員長、これは昭和六十三年でございますが、平成三年には養老町婦人消防隊池辺分隊長になられて、また現在は養老地区交通安全池辺分会評議員をなされておられます。地域での信望も厚く、温厚な性格とお見受けをいたしました。よって、人権擁護委員候補者として推薦をするものでございます。よ

ろしく御同意をお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより二議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、日程第十、同意第五号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、日程第十一、同意第六号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、日程第十二、議案第八十六号から日程第十七、議案第九十一号までの六議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けま

す。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第十一、議案第八十六号

平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。  
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 議案第八十六号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第六号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ八千二百二十五万四千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百億四千六百二十二万四千円とするものであります。

歳出の主なものを御説明させていただきますが、人件費につきましては、各科目に計上してございますので、後ほど一括で説明をさせていただきます。

一般会計、ページ九でございますけれども、まず総務費の総務管理費、一般管理費では、職員管理費として、東日本震災により被災した地方公務員に対する臨時特例的な支出である公務災害補償等の給付に充てるため、今年度限りの特別負担金として五十九万三千円を増額いたしました。財産管理費では、庁舎等管理費としてオンデマンドバス導入に伴う電話料の増十七万四千円と、関連で地域振興費ではオンデマンドバス運行事業費として、利用者の急増に伴うバスのレンタル料及び燃料費四百十八万四千円を補正増いたしました。また、企画費では、地域づくり推進事業として、町と中部ケーブルネットワーク株式会社と防災協定を締結し、有事の際には緊急情報を放映できる体制となったため、データ放送を休止し、五百十九万七千円を補正減いたします。さらに、養老改元一三〇〇年事業基金費の積立金として御寄附をいただいた分、四十万五千円を計上いたしました。これは、今回の補正に伴い、地域振興費では当初予算で花いっぱいのまちづくり事業に充当していた地域振興費寄附金一万円を財源更正し、新たに設けた

目養老改元一三〇〇年事業基金費に地域振興費寄附金を再充当したものです。

民生費の社会福祉費では、国民健康保険・介護保険事業の各特別会計の補正に伴い、それぞれの所要の繰出金を計上いたしました。また、高齢者在宅福祉事業として緊急通報装置購入費九十五万九千円を補正増いたしました。

次に、農林水産業費の農業費では、水田農業構造改革対策事業費四十万円、戸別所得補償経営安定推進事業費千九百七十万円及び競争力強化生産総合対策条件整備事業二千九百七十五万円を増額いたしました。

土木費の都市計画費では、建築物等耐震化促進事業費補助金として百万円を増額し、教育費の中学校費では、中学校特別指導補助金として、全国大会等への生徒派遣事業補助金五十三万七千円を補正増いたしました。

次に、人件費につきましては、十六ページ以下の給与費明細書により御説明させていただきます。

まず一般職の職員につきましては、退職・昇格等異動に伴う分などにより、給料六百七十三万三千円を増額し、職員手当等千六百七十七万七千円、共済費三百七十三万三千円をそれぞれ増額し、総額で二千六百六十一万三千円を増額いたしました。

次に、歳入につきましては、建築物等耐震化促進事業に対する国庫補助金五十万円と、県補助金二十五万円を追加し、農林水産業費県補助金、戸別所得補償制度事務費補助金四十万円、戸別所得補償経営安定推進事業費補助金千九百七十万円及び競争力強化生産総合対策事業費交付金二千九百七十五万円を補正増いたします。

また、寄附金として、総務費寄附金地域振興寄附金三十九万五

千円を増額し、繰越金で不足する財源三千二百二十五万九千円を充てるものでございます。

以上で、平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第六号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十三、議案第八十七号 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十七号の平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ三百四十九万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ三十六億三千九百四十九万円とするものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者支援金二十二万五千円、国民健康保険基金積立金（利息分）一万五千円及び前年度分の特定健康診査、高額医療費共同事業の精算による国・県への返還金二百九十四万円を計上いたしました。また人件費につきましては、異動等により総額三十一万円を増額いたしました。

歳入につきましては、利子及び配当金で国民健康保険基金（利息分）一万五千円、人件費の増額に伴い、一般会計繰入金を一千万円増額し、繰越金で不足する財源三百十六万五千円を充当するものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十四、議案第八十八号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十八号の平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一万二千元を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ一億七千九百四十六万六千元とするものでございます。

歳出につきましては、人件費として総額一万二千元を増額いたしました。

歳入につきましては、補正増の財源として、繰越金一万二千元を充当いたします。

以上で、議案第八十八号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十五、議案第八十九号 平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十九号

の平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

収益的支出につきましては、款水道事業費用、項営業費用、目配水及び給水費、節修繕費で配水設備及び配水管等修理として六百万円を、また目総係費の人件費分として異動等に伴う三百四十四万七千円の減額で、総額二百五十五万三千円を補正増いたしました。

以上が平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算（第二号）の説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十六、議案第九十号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第九十号の平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ九十三万二千元を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ三億三千八百六十三万二千元とするものでございます。

歳出につきましては、人件費として異動等により総額九十三万二千元を増額いたしました。

歳入につきましては、補正増の財源として繰越金九十三万二千元を充当いたします。

以上で、議案第九十号 平成二十四年度養老町公共下水道事業

特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十七、議案第九十一号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第九十一号の平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百八十四万二千元を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ二十三億七千九百八十九万六千円とするものでございます。

歳出につきましては、人件費として異動等により二百八十二万六千円を増額いたしました。

八ページ、九ページの保険給付費につきましては、本年度の給付費の動向に基づきまして介護サービス給付費などにそれぞれの所要額を補正し、保険給付費全体としての補正増減はございません。

また、諸支出金の償還金及び還付加算金につきましては、過年度分補助金返還金として一万六千円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

保険給付費の補正に伴いまして、六ページの国庫負担金、県負担金についてそれぞれ所要額を補正いたしました。

また、人件費の補正に伴い、他会計繰入金二百八十二万六千円を増額し、一般会計から繰り入れ、繰越金で不足する財源一万六

千円を充当するものでございます。

以上で、議案第九十一号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)の提案説明とさせていただきます。

○議長(松永民夫君) 説明が終わりました。

お諮りします。

議案精読のため、明日十二月十一日から十二月十七日までの七日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松永民夫君) 異議なしと認めます。

よって、明日十二月十一日から十二月十七日までの七日間は休会することに決定いたしました。

○議長(松永民夫君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、議会二日目は、十二月十八日火曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦勞さまでございました。

(散会時間 午前十時二十九分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十四年十二月十日

議長 松 永 民 夫

議員 水 谷 久 美 子

議員 岩 永 義 仁